

# 生活習慣病予防健診と定期健康診断について

労働安全衛生規則第44条では、事業者は、常時使用する労働者に対して1年以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を実施することが定められています。

生活習慣病予防健診は、労働安全衛生法に定められた定期健康診断の検査項目（下記表1参照）をすべて含んでおり、定期健康診断に置き換えることができます。さらに、胃がん、大腸がん検査も含んでいます。

【表1】「協会けんぽの生活習慣病予防健診」と「労働安全衛生法に定められた定期健康診断」の検査内容の比較

| 健診の種類 |                 | 協会けんぽの生活習慣病予防健診<br>(一般健診) | 労働安全衛生法の定期健康診断 |
|-------|-----------------|---------------------------|----------------|
| 検査項目  | 問診・身体計測         | ○                         | ○              |
|       | 腹囲              | ○                         | ○              |
|       | 視力・聴力           | ○                         | ○              |
|       | 血圧              | ○                         | ○              |
|       | 尿               | ○                         | ○              |
|       | 胸部レントゲン         | ○                         | ○              |
|       | 血液（貧血など）        | ○                         | ○              |
|       | 肝機能             | ○                         | ○              |
|       | 血中脂質            | ○                         | ○              |
|       | 血糖              | ○                         | ○              |
|       | 心電図             | ○                         | ○              |
|       | 尿酸★             | ●                         |                |
|       | 血清クレアチニン（腎機能）★  | ●                         |                |
|       | 胃部レントゲン（胃がん検査）★ | ●                         |                |
|       | 便潜血反応（大腸がん検査）★  | ●                         |                |
|       | 眼底（★）           | ▲<br>(医師の判断により実施)         |                |
| 費用    |                 | 自己負担額<br>最高 <b>5,282円</b> | 健診機関により異なる     |

★…生活習慣病予防健診にのみ含まれる検査項目です。

POINT  
👉 最高

一般健診総額  
18,865円

定期健診+がん検診等で

自己負担額  
最高 **5,282円**

協会補助額  
+ 最高

**13,583円**



35歳～74歳の被保険者

令和6年度の対象者：昭和24年4月2日※～平成2年4月1日生まれの方  
(※75歳の誕生日の前日まで)

※1：40歳から5歳刻みで、付加健診（尿沈渣顕微鏡検査、眼底検査、血液学的検査、生化学的検査、肺機能検査、腹部超音波検査）の補助を行っています。

※2：偶数年齢の女性（子宮頸がん検査36歳以上、乳がん検査40歳以上）には、子宮頸がん検査、乳がん検査の補助を行っています。偶数年齢の女性（20歳～38歳）には子宮頸がん検査単独補助を行っています。